



県章

# 山形県公報

平成27年11月13日（金）

第2697号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（水大気環境課）…1386
- 一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………（循環型社会推進課）…同
- 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………（同）…1387
- 同……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…1388
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…1389
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 同……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（同）…1390
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………（同）…1391
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（同）…1392
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則……………1393

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…同
- 同……………（同）…1395
- 同……………（同）…1396
- 同……………（同）…1398
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（同）…1400

## 告 示

### 山形県告示第938号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市及び東置賜郡高島町の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー一部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

### 山形県告示第939号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成27年12月13日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

米沢市大字板谷315番地

ジークライト株式会社

代表取締役 加原友夫

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所

米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773番1及び773番2

3 一般廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

ごみ（焼却灰、不燃物、し尿汚泥）

5 申請年月日

平成27年7月30日

6 その他

この告示に係る一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次の事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

**山形県告示第940号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において平成27年12月13日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
最上郡最上町大字東法田928番地  
株式会社 最上クリーンセンター  
代表取締役 大場千佳子
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
最上郡最上町大字東法田928番418外17筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）並びに陶磁器くず、鋳さい（施行令第6条第1項第3号イ(6)に掲げる産業廃棄物に限る。）並びにがれき類
- 5 申請年月日  
平成27年7月23日
- 6 その他  
この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次の事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）  
(2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項  
(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

**山形県告示第941号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

なお、関係書類は、環境エネルギー部循環型社会推進課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成27年12月13日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
米沢市大字板谷315番地  
ジークライト株式会社  
代表取締役 加原友夫
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773番1及び773番2
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びコンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）並びに陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん並びに廃石綿等

## 5 申請年月日

平成27年7月30日

## 6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次の事項を日本語で記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

## 山形県告示第942号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社東北福祉サービス	ウェルハウス大野目 山形市早乙女46番1	通 所 介 護	平成27. 9. 30
株式会社東北福祉サービス	ウェルハウス桜田 山形市桜田西三丁目6番12号	通 所 介 護	同
株式会社東北福祉サービス	ウェルハウス 嶋 山形市嶋南一丁目2番14号	通 所 介 護	同
株式会社東北福祉サービス	ウェルハウス成沢 山形市成沢西四丁目3番30号	通 所 介 護	同

## 山形県告示第943号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ソーシャルケアおやまだ	指定居宅介護支援事業所はなまるはあと 東根市大字猪野沢147番地の内1号	居 宅 介 護 支 援	平成27. 9. 25

## 山形県告示第944号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社マルキ	げんきサロン Gill nexus 山形市北町二丁目2番45号	介 護 予 防 通 所 介 護	平成27. 9. 30

**山形県告示第945号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ウェルハウス東北	ウェルハウス大野目 山形市早乙女46番1	通 所 介 護	平成27. 9. 30
株式会社ウェルハウス東北	ウェルハウス桜田 山形市桜田西三丁目6番12号	通 所 介 護	同
株式会社ウェルハウス東北	ウェルハウス 嶋 山形市嶋南一丁目2番14号	通 所 介 護	同
株式会社ウェルハウス東北	ウェルハウス成沢 山形市成沢西四丁目3番30号	通 所 介 護	同

**山形県告示第946号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人もがみ福祉ネット 最上郡舟形町長沢字平石3826番地	スマッシュ長沢 最上郡舟形町長沢字平石3826番地	生 活 介 護	6名	平成27. 11. 2

**山形県告示第947号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人もがみ福祉ネット 最上郡舟形町長沢字平石3826番地	スマッシュ長沢 最上郡舟形町長沢字平石3826番地	就労継続支援（A型）	平成27. 11. 2

**山形県告示第948号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社花珠	古民家かふえ はなだま 鶴岡市民田字十二前196番地	通 所 介 護	平成27. 11. 2

**山形県告示第949号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
らく楽サービス株式会社	銀座夢ハウスケアプランステーション 鶴岡市中田字追分60番地	居 宅 介 護 支 援	平成27. 10. 26

**山形県告示第950号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社花珠	古民家かふえ はなだま 鶴岡市民田字十二前196番地	介護予防通所介護	平成27. 11. 2
株式会社福祉のひろば	てとて中町 パワーリハフィットネス 酒田市中町一丁目10番16号	介護予防通所介護	同 10. 29

**山形県告示第951号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	定 員	指定年月日
株式会社ころね 酒田市こあら一丁目5番地の11	多機能型事業所くじら 酒田市こあら一丁目5番地 の11	就労継続支援（B 型）	14名	平成27. 10. 28

**山形県告示第952号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
株式会社ころね 酒田市こあら一丁目5番地の11	多機能型事業所くじら 酒田市こあら一丁目5番地の11	自立訓練（生活訓 練）	平成27. 10. 28

**山形県告示第953号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ころね 酒田市こあら一丁目5番地の11	障がい者相談支援センターくじら 酒田市こあら一丁目5番地の11	平成27. 10. 28

**山形県告示第954号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 砂子沢小又釜淵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字川ノ内字小松倉2761番3から 同 小松倉山2785番1まで	旧	7.0メートル } 6.0	メートル 43
同 上	新	42.0メートル } 7.0	同 上

**山形県告示第955号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年11月13日から同月26日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 砂子沢小又釜淵線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字川ノ内字小松倉2761番3から  
同 小松倉山2785番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年11月13日

**山形県告示第956号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県企業管理者から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東置賜郡川西町大字時田

- 2 公共測量を実施する期間  
平成27年7月7日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第957号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市三光町
- 2 公共測量を実施した期間  
平成27年9月28日から同年10月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区基準点復旧測量）

**山形県告示第958号**

次の開発行為は、完了した。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成27年8月5日 指令村総建第62号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町北五丁目5番5及び5番9
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山形市青田三丁目8番1号 枝松 満

**山形県告示第959号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

"	泉中央支店	仙台市泉区泉中央一丁目 16番地6	"	"
---	-------	----------------------	---	---

を

"	泉中央支店	仙台市泉区泉中央一丁目 16番地6	"	"
"	イオン葛西支店	東京都江戸川区西葛西三丁目9番19号	"	"

に、

"	わたしの支店	鶴岡市本町一丁目9番7号	"	"
---	--------	--------------	---	---

を

〃	イオン板橋 前野町支店	東京都板橋区前野町四丁 目21番22号	〃	〃
〃	わたしの支 店	鶴岡市本町一丁目9番7 号	〃	〃

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中

〃	わたしの支 店	鶴岡市本町一丁目9番7 号	〃	〃
---	------------	------------------	---	---

を

〃	イオン板橋 前野町支店	東京都板橋区前野町四丁 目21番22号	〃	〃
〃	わたしの支 店	鶴岡市本町一丁目9番7 号	〃	〃

に改める部分は、平成27年11月21日か

ら施行する。

**公安委員会関係**

**規 則**

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月13日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 前 田 直 己

**山形県公安委員会規則第11号**

**没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則**

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「。以下「麻薬特例法」という。）第19条第3項」を「第19条第3項、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項」に改め、「。以下「組織的犯罪処罰法」という。」を削る。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成28年3月13日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新庄ショッピングセンター

新庄市五日町字清水川1291番2外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 
- (変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 
- (変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
株 式 会 社 キ ン グ	東根市温泉町一丁目2番18号	猪 股 栄 子
株 式 会 社 大 創 産 業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株式会社ハムシステム庄内	酒田市大町8番34号	佐 藤 公 俊
株 式 会 社 コ ナ カ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2号	湖 中 謙 介
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	高 橋 国 夫
有 限 会 社 プ ロ ード	村山市楯岡笛田一丁目15番29号	高 橋 一 則

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株 式 会 社 キ ン グ	東根市温泉町一丁目2番18号	猪 股 栄 子
株 式 会 社 大 創 産 業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社ハムシステム庄内	酒田市両羽町6番4号	佐 藤 公 俊

株 式 会 社 コ ナ カ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2号	湖 中 謙 介
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明
有 限 会 社 プ ロ ー ド	村山市楯岡笛田一丁目15番29号	高 橋 一 則

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成25年5月28日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成25年5月28日

ロ 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日

ハ 株式会社ハムシステム庄内に係るもの 平成13年4月2日

ニ 株式会社エイアンドシーに係るもの 平成25年6月21日

## 4 届出年月日

平成27年9月30日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年3月13日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成28年3月13日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東根北ショッピングセンター

東根市温泉町三丁目3番6号

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
松 岡 商 事 株 式 会 社	村山市楯岡五日町6番33号	松 岡 茂 暎
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
松 岡 商 事 株 式 会 社	村山市楯岡五日町6番33号	松 岡 茂 暎

マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内田和明
---------------	--------------------	------

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮地邦明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番24号	鶴羽樹

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内田和明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴羽順

### 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成25年5月28日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成25年5月28日

ロ 株式会社ツルハに係るもの

(イ) 住所に係るもの 平成16年9月27日

(ロ) 代表者の氏名に係るもの 平成26年8月7日

### 4 届出年月日

平成27年9月30日

### 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年3月13日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに南陽市役所において平成28年3月13日まで縦覧に供する

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン南陽

南陽市赤湯字川尻地内

### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
株式会社雑貨屋ブルドッグ	静岡県浜松市浜北区平口5228番地	小 楠 唯 人
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 宏 光
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江 尻 義 久
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	栗 原 勝 利
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 政 男
株式会社杵屋本店	上山市弁天二丁目3番12号	菅 野 高 志
株式会社アイシー・ネット	寒河江市本町二丁目8番3号	最 上 修
大 友 清 弘	南陽市宮内2710番地	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
有限会社ポケット	酒田市京田一丁目2番12号	真 島 裕
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治

株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江 尻 義 久
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白 土 孝
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 浩 司
株式会社杵屋本店	上山市弁天二丁目3番12号	菅 野 高 志
株式会社アイシー・ネット	寒河江市本町二丁目8番3号	最 上 修
大 友 清 弘	南陽市宮内2710番地	

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成25年5月28日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成25年5月28日

ロ 有限会社ポケットに係るもの 平成27年2月2日

ハ 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日

ニ 株式会社セリアに係るもの 平成26年6月24日

ホ 株式会社マックハウスに係るもの 平成25年5月31日

ヘ 株式会社チヨダに係るもの 平成25年5月21日

## 4 届出年月日

平成27年9月30日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年3月13日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成28年3月13日まで縦覧に供する

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン寒河江中央

寒河江市ほなみ二丁目1番地の9

## 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名 称	所 在 地
イオンタウン寒河江中央	寒河江市木の下土地区画整理事業地内17街区1画地外

(変更後)

名 称	所 在 地
イオンタウン寒河江中央	寒河江市ほなみ二丁目1番地の9

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	宮 地 邦 明
未 定		
未 定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株式会社 マルトク	南陽市蒲生田1927番地2	佐 藤 彰 彦
未 定		

## 3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成25年2月20日

(2) 2の(2)に掲げる事項 平成25年5月28日

(3) 2の(3)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成25年5月28日

ロ 株式会社マルトクに係るもの 平成24年12月6日

## 4 届出年月日

平成27年9月30日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年3月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成28年3月13日まで縦覧に供する。

平成27年11月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ長井店  
長井市館町北6番地6外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田308番地  
代表取締役 井上恵右
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年6月22日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,929平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 82台
  - (2) 駐輪場の収容台数 30台
  - (3) 荷さばき施設の面積 153平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 18立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前8時  
ロ 閉店時刻 午後8時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時30分から午後9時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 1か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後8時まで
- 7 届出年月日  
平成27年10月21日
- 8 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年3月13日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見